

4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制		令和7年4月1日現在	
国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	衛生証明書(アイスクリーム類等)	各地方自治体(※1)の保健所等	③
	輸入禁止(10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む))	近畿農政局	①
台湾	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の酒類を除く食品全般) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県・酒類を除く) ※2・3	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	① ④ ⑤
韓国	放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県) ※2 産地証明書(13都県以外) ※2	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
中国	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県) (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の輸入を全面的に暫定的に停止) 産地証明書(10都県以外) ※2・4 (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の全面的で暫定的な輸入停止のため、水産物を含む食品に関する証明書の発行停止)	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
シンガポール・マレーシア	輸出証明書は不要。	—	①
インド	製造施設登録(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)	—	③
タイ	GMP証明書(最終加工施設の認定が必要)(ISO22000等食品安全に関する国際規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証、JFS-B規格適合証明書も可。) ※1	近畿農政局、ISO等認証機関、各地方自治体(※1)の保健所等	①
ベトナム・フィリピン	輸出証明書は不要。 ※2	—	①
インドネシア	輸出証明書は不要。 ※2	—	①
豪州	貯蔵年数証明書(ウイスキー、ブランデー及びビラム)	大阪国税局	②
米国・カナダ	輸出証明書は不要。	—	①
ブラジル	原産地証明書(清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢) 原産地証明書(酒類)	近畿農政局(清涼飲料水等) 大阪国税局(酒類)	① ②
ロシア	輸入停止(原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の輸入を全面的に暫定的に停止) 放射性物質検査証明書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都) ※2 (原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む))の全面的で暫定的な輸入停止のため、水産物を含む食品に関する証明書の発行停止)	近畿農政局(酒類を除く) 大阪国税局(酒類)	① ②
モロッコ	自由販売証明書	近畿農政局	①

※1: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。
※2: 植物を原材料とする品目は、加工の程度により植物検疫証明書(問合せ先⑥)が求められる場合があります。
※3: 台湾向け産地証明は農政局が発行する自由販売証明書による代用も可。
※4: 中国向けに輸出する場合、品目により食品の製造等を行った企業を中国政府に登録することが求められます(問合せ先⑦)。

問合せ先一覧

① 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等(酒類を除く)】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【GMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html
【自由販売証明書】 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/jiyuhanbai-hakkoushinsei.html>

Tel: 075-366-4053

② 大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係【輸出酒類に係る証明書】
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm>

Tel: 06-6941-5331

③ 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#hongkong_icecream

Tel: 03-6744-7185

④ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist/>

⑤ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

⑥ 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】

Tel: 078-331-2384

⑦ (一財)新日本検定協会 食品営業グループ部【中国向け輸出食品の製造等企業登録】
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei1.html>

Tel: 045-534-7392

○ 近畿地域の農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
<https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/index.html>



各国の食品・添加物等の規格基準(世界各国の食品等に係る法規、規格及び規制に関する情報をとりまとめています。)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/index.html>
日本からの輸出に関する制度(各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができます。)
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide.html>